

せたがや

SETAGAYA

区のおしらせ
せたがや

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

発行 世田谷区
編集 広報広聴課

区役所
〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111(代)
FAX5432-3001(広報広聴課)



最新の情報は
区のホームページで
ご確認ください

column

「子どもの権利条例」ができました

国連・子どもの権利条約を日本が批准したのは平成6年(1994年)でした。区では、平成13年(2001年)12月に東京23区で初めて「子ども条例」を制定し、子どもが健やかに育つことができる社会の実現を目指して、取り組みを進めてきました。

また、令和5年(2023年)4月に施行された「こども基本法」が国内法として整備され

たことを踏まえ、区では「子ども条例」を新たに「子どもの権利条例」に改正し、令和7年4月からスタートしました。改正にあたっては、中高生の子どもたちと一緒に条文の中身を検討し、子どもの思いや大人へのメッセージを条例前文に盛り込み、子どもたち自身が特に重要と考えた20の子どもの権利を、分かりやすく決めました。

「子どもの権利条例」では、子どもたちが検討のプロセスに深く関わっており、条文の言葉一つひとつに子どもたちの思いが込められています。本条例により、子どもも大人も一緒になって、子どもの権利が当たり前に保障され、子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくり出し、発展させ、継承していくことを目指していきます。



世田谷区長
のぶと
保坂 展人

こ け ん り 子どもの権利 を知っていますか?

子どもには、成長の途中だからこそ特別に守られる
「子どもの権利」があります。大人も子どもも、
相手を思いやり、お互いの権利を尊重することが大切です。

権利の例

自分に関係のあることについて、
自由に自分の意見や思いを
表明する権利

心や身体が疲れた時に
休息することができる権利

様々なことに挑戦して
失敗できる権利

つづきは2面へ

11月20日は世田谷区子どもの権利の日

あそんで!
ふれて!
まなぼう!

スタンプラリーで
グッズもGet!!

子どものけんりフェス

日時 11月22日(土)午前10時～午後3時

会場 三軒茶屋ふれあい広場

こ〜すけ
(コメディジャグリング)

ヒラク
(ヨーヨーパフォーマー)

遊べるブース

家庭教育動画
上映会

Welcome!!

おたのしみ
どころ

だれ
誰からも
愛される
抜群の
キャラクター!
注目は『顔』。

ヨーヨーの
限界を
遥かに
超越した
世界最高
レベルの
パフォーマンス!

イベントについて
詳しくはこちら!!



区HPQ 28324

